

## 「高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針（素案）」に関するパブリック・コメントの実施について

高知市では、「高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針（素案）」を作成しました。計画をより良いものとするため市民の皆さんのご意見をお寄せ下さい。

### 1 高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針（案）とは

高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針（案）とは、南海トラフ地震の発生により、甚大な被害に見舞われるおそれがある、高知市において、発災後、迅速かつ着実にまちの復旧・復興を進めることができるよう、市全体のまちづくりの目標や実施方針、方策を取りまとめたものです。東日本大震災では、復興に多くの時間がかかったことにより、人や企業が離れて、戻ってこないまちもありました。その教訓を生かし、来たる南海トラフ地震に備え、事前復興まちづくり計画の一部である「高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針（素案）」を作成しましたので、高知市市民意見提出（パブリック・コメント）制度実施要綱第5条に基づき、広く市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見等は取りまとめて公表し、それらに対する市の考え方や、修正を行った場合は、修正内容について、高知市ホームページでお知らせします。ただし、個々のご意見には直接回答しませんのでご了承ください。

### 2 計画案の閲覧及び配布場所

高知市防災政策課（総合あんしんセンター5階）、情報公開・市民相談センター（高知市役所本庁舎1階）、各窓口センター、各ふれあいセンターで閲覧いただけます。また、高知市ホームページの「市民意見提出制度」のページからもご覧いただくことができます。

高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針（素案）の配布は防災政策課のみとなっておりますので、配布をご希望の方は防災政策課までお越しください。

### 3 意見書の提出期間と提出方法

#### ○提出期間

令和6年8月23日（金）～令和6年9月24日（火）必着

#### ○意見等の提出方法

郵送、FAX、電子メール又は防災政策課へ直接ご持参ください。

意見書には、住所・氏名・電話番号を記載の上、日本語で記入をお願いします。意見書の様式は特に決めていませんが、別紙の意見書様式をご利用いただいてもかまいません。

また、高知市ホームページの「市民意見提出制度」のページにある入力フォームからもご意見等の提出ができます。なお口頭や電話での受付は行いません。

#### ○意見の提出先

〒780-8571 高知市丸ノ内一丁目7番45号  
総合あんしんセンター5階 防災政策課  
TEL:088-823-9055 FAX:088-823-9085  
電子メール: kc-080200@city.kochi.lg.jp